



長時間労働の是正に向けて

II. 事業の持続性を確かなものとするための労働力確保等に向けた要求

2. 長時間労働の是正に向けて、

- (1) 1日の所定労働時間の縮減をはかること
- (2) 労働時間の適正化に向け使用者が講ずべき措置を適切に実行するとともに、勤務時間に対する意識を高めるための具体策を講じること
- (3) 勤務間インターバル規制の実施可能な事業場を選定・拡大し、本格実施をはかること

1. 1日の所定労働時間の縮減

- (1) 本部は、仕事と生活のバランスが取れることで、生産性向上に繋がっていくことから、「『1日の所定労働時間の縮減』をはかること」を求めている。加えて、適正な勤務時間の運用を徹底し、真に業務運行に必要な時間数をもって縮減に向けた取り組みを進めるよう主張した。
- (2) 会社は、現在の労働力構成での縮減ではなく、新しい労働力構成を再構築することを最優先とし、その検討とあわせて議論する必要があるとの認識を示した。また、時短に伴うコストも全く無視はできないとした上で、勤務時間に関するガイドラインへの対応を踏まえ、環境を整えていく必要があるとした。
- (3) 本部は、勤務時間に関するガイドラインの交渉推移を踏まえつつ、郵便法改正や金融の抜本見直し等に係る業務オペレーションの見直し検討と並行して、所定労働時間の縮減に向けた検討を進めるよう改めて求めた。

2. 勤務時間に対する意識を高めるための具体策

- (1) 本部は、勤務時間に関するガイドラインへの対応状況をふまえ、課題是正に向けた取り組みを徹底するとともに、使用者は社員に対し、業務の効率化となるような考動を示すなど、労働時間の適正化に向けた適切なマネジメントの徹底と、全社員が勤務時間に対する意識を高めるための研修の実施等により、時間外労働の縮減をはかるよう求めた。
- (2) 会社は、適切な勤務時間管理、時間外労働の縮減に向けては、これまで、管理者研修やコンプライアンス研修等通じて指導を行ってきたとしたほか、日本郵便は、「勤務時間に関するガイドラインへの対応としても指摘された事例について、勤務時間内に行うことを基本に、不適正事例を例示するなどの方法を活用して改めて指導すると

(次のページに続きます ⇒)

ともに、指導内容を徹底的に浸透させていく。また、休憩の取得については、法令上の義務であり、一層の理解浸透を図るため、不適正事例を例示する等の方法を活用して、改めて指導していく」との考え方を示した。

3. 勤務間インターバル

- (1) 本部は、ワーク・ライフ・バランスがとれた働き方や暮らしの実現に向けた労働時間の縮減とともに、社員の健康確保および効率的な業務運行を図る観点から、本社・支社に限らず、現場段階でも適用可能な全事業所に勤務間インターバルの導入をはかり、あわせてこれまでの実施状況をふまえた必要な改善を行い、本格実施することを求めた。
- (2) 会社は、各社の適用状況等を示すとともに、勤務間のインターバル確保が他の産業でも壁となっている状況等も踏まえた上で、どのように拡大をはかっていくのか検討していきたいとした。

会社は、各要求項目について一定の理解は示すものの、特に1日の所定労働時間の縮減は、各社とも業務オペレーションをはじめ様々な課題があり、実施することは困難であるとの姿勢を崩していない。

本部は、引き続き、厳しく必要性を指摘し、長時間労働の是正に向けた検討の前進に向け、鋭意交渉を展開していく。また、勤務間インターバルについては、適用除外項目を明確にするとともに、可能な職場から先行して導入を行うことも視野に、引き続き交渉を展開していく。



つながる！ JP労組

お友だち登録キャンペーン実施中

JP労組 LINE 公式アカウントを開設！
春闘情報などの最新情報をお知らせして
います！ぜひお友だち登録を！



(担当：坂根)